

終戦事務情報

第八號

目次

一、外務省告示第十四號、第十六號	1
二、勅令第三二一號並に關係事項	1
三、臨時建築制限令	5
四、銃砲等所持禁止令並に施行規則	7
五、貿易等臨時措置令	8
六、閉鎖機關に關する債權の時効等の特例に關する件	9
七、交易營國解散令	10
八、工場、事業場、研究機關等の事業報告書等に關する件	12
九、鉛屑回收規則	12
一〇、化學肥料の緊急増産に關する件	13
一一、輸出絹織物取締法施行規則	14
一二、麻薬取締規則	18
一三、昭和二十年銃令第五百四十二號に基く出生及び死亡の届出等に關する件	25

終戦連絡中央事務局總務部總務課

0105

一、本情報は終戦連絡事務關係資料を蒐録し以て關係各方面の執務參考に供するを以て目的とす

一、右目的に添はしむる爲、週報等定期刊行の形式を採らず、必要に應じ隨時之を刊行し以て中央事務局及地方事務局共の他關係機關に配布するものとす

第八號

RA'-0008



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0106

一、外務省告示

◎外務省告示第十四號

左に掲げる外務省告示は昭和二十一年三月三十日限り之を廢止した

昭和二十年外務省告示第十二號(終戦連絡庶務事務局設置に關する件)

昭和二十一年五月三十日

外務大臣 吉 田 茂

◎外務省告示第十六號

昭和二十一年外務省告示第三號に依る終戦連絡久留米事務局を昭和二十一年六月十日以降「終戦連絡九州事務局」と改稱する

昭和二十一年六月十九日

外務大臣 吉 田 茂

二、勅令第三一一號並に關係事項

◎勅令第三一一號(昭和二十一年六月十一日)「聯合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する件」

第一條 左の罪に係る事件については、公訴はこれを行はな

一、聯合國人(法人を含む)の犯した罪

二、聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の安全に對し有害な行為

三、聯合國占領軍の將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者を殺害する行為及びこれらの者に對する暴行行為

四、聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の財産を不法に所持し、取得し、受領し又は處分する行為

五、聯合國占領軍又は聯合國最高司令官若しくは權限あるその部下の指示に従ふ者によつて捜索されてゐる人の逮捕を妨げ、又はこれらの者によつて拘禁されてゐる人の逃走を容易ならしめる行為

六、聯合國占領軍の將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の職務に關して、これらの者に妨害を加へ、これらの者の要求する情報の提供を拒絶し、これらの者に對し口頭若しくは、文書で虚偽の若しくは誤解を招くやうな申述をなし、又は方法の如何を問はずこれらの者を欺罔する行為

七、聯合國最高司令官によつて、又はその命令に基いて解散され又は非合法と宣言された團體の爲にし、又はこれを支援する行為

八、前各號の行為について共謀し、又は教唆し、若しくは補助する行為

第二條 前條の罪を除く外、占領目的に有害な行為からなる罪に係る事件については、公訴は、これを行はなければならぬ

前項の事件についての公訴は、特定の事件について、その裁判管轄が聯合國軍事占領裁判所に移された場合においてのみ、これを取消すことが出来る

この勅令において、占領目的に有害な行為といふのは、聯合國最高司令官の日本帝國政府に對する指令の趣旨に反する行為、その指令を施行するために、聯合國占領軍の軍、軍團又は、師團の各司令官の發する命令の趣旨に反する行為及びその指令を履行するために日本帝國政府の發する法令に違反する行為をいふのである

第三條 監獄の長は、聯合國軍事占領裁判所の指示があつた場合には、その指定した者を、監獄に拘禁し、又は勞務場に留置しなければならぬ

前項の規定により拘禁され、又は留置された者については、指示の趣旨による外、監獄法を準用する

第四條 この勅令に違反した者及び占領目的に有害な行為をした者は、



これを十年以下の懲役若しくは七萬五千圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する

前項の者には、情状により、懲役及び罰金を併科することが出来る

前二項の規定は、聯合國最高司令官の指令又はその指令を履行するために、日本帝國政府の發する法令に特別の定のある場合にはこれを適用しない

附則

この勅令は、昭和二十一年七月十五日からこれを施行する

昭和二十一年勅令第二百七十四號の一部を次のように改正する

第一條の條名及び第二條を削る

終戦連絡中央事務局總裁

昭和二十一年六月二十九日

終戦連絡中央事務局總裁

昭和二十一年勅令第三二二號に關する件

今般聯合國最高司令官からの要求に基いて聯合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關し六月十二日附勅令第三二二號(別紙甲號及び同勅令審議の基礎となつた英文別紙乙號(共に省略))が公布せられ七月十五日から施行されることとなり之れが措置振りに付ては別紙丙號(次官會議提案事項(六月十八日閣議決定))の通り定められた

右六月十八日の閣議決定に依つて聯合國最高司令官の日本帝國政府に對する指令を施行するために聯合國占領軍の軍、軍團、又は師團の各司令官の發する命令(以下施行命令と稱す)に付ては、地方事務局がその周知徹底に要する措置をとることになつたので別紙甲、乙、丙號及び左記本件實施に當り心得べき事項參照の上關係方面とも充分連絡をとり萬全の準備を進め本件事務處理上遺憾なきを期せられ度

一、周知徹底の要ある施行命令

(一) 聯合國最高司令官の日本帝國政府に對する指令を施行するために聯合國占領軍の軍、軍團、又は師團の各司令官の發する命令(施行命令)である(勅令第三條第二項)

1. 軍 (Army)、軍團 (Corps)、師團 (Division) の司令官 (Commander) の發する命令であること。(從つて師團以下の作戰部隊、軍政團若しくは軍政中隊又は海軍の命令は周知徹底の措置をとる要がない)

2. 形式的には右命令は文書によるものに限り且軍、軍團、師團の司令官又は權限ある其の代理者の署名あるものであること(例 For the Commander, etc. by direction of the Commander 等の形式に依つて代理者の署名あるもの)

3. 實質的には右命令は

1. 聯合國最高司令官の日本帝國政府に對する指令を施行 (Implement) するために發せられる命令であること

2. 一般不特定人の作為又は不作爲を命じたものであること

即ち政府機關又は特定人の作為、不作爲を命ずるに止まるものは公布の要はない(但し一般不特定人と特定人の判定は實際上困難である場合があるから斯る場合には個別的に判別する要がある)

(二) 特定の施行命令が周知徹底を要するものなるや否やの決定は都、道、府、縣廳、裁判所並に検事局及指令の内容に應じ其他の關係機關との協議に依り之れを行はれ度

聯合國占領軍との關係に於て特定施行命令を公布すべきや否やが疑問である場合は必要に應じ占領軍側と連絡の上公布の有無を決定せられ度

二、施行命令の發表

(一) 要旨の發表 (新聞、ラヂオ等)

聯合國占領部隊の解体又は交替があつた地域に於ては舊軍、軍團又は師團司令官の發した施行命令中依然效力を有すると認められる施行命令に付て周知徹底の措置をとる必要あること勿論である

本信送附先 各地方事務局長、各出張所長

六月十七日(月) 次官會議提案事項

司法省 刑事局

昭和二十一年勅令第三二二號 昭和二十一年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基き聯合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する勅令の實施に伴ひ、聯合國最高司令官の指令等を國民に周知徹底させる措置に關する件

聯合國最高司令官の要求に基いて、六月十二日標記の勅令第三二二號が公布され、七月十五日から施行されることとなつたが、その第二條及び第四條によれば、聯合國最高司令官の日本帝國政府に對する指令(以下指令と略稱す)の趣旨に反する行為及び同指令を施行するために、聯合國占領軍の軍、軍團又は師團の各司令官の發する命令(以下施行命令と略稱す)の趣旨に反する行為は、本勅令に依りゆる占領目的に有害な行為として峻嚴な罰則を適用されることとなり、結局英文によつて發令される指令及び施行命令が本勅令により刑罰法規の内容を構成する事となり從來の刑罰法令の健全に重大な變更を見るに至つた次第である

つては、政府として今後國民に對しその據るべき途を明示して不安の念に驅られて萎縮するやうのない様にすると共に、國民をして指令又は施行命令の不知又は誤解に基いて本勅令違反に陥らしめる様なことのないやうに豫めこれを防止し且つこれが違反の裁判檢察の任に當る裁判所檢察局などにその適用法令を確知させるため、指令及び施行命令が發せらるる都度、直にこれを日本文によつて周知徹底を圖るべき施策を講ずることが必要である

よつて早急に左記の措置を執ることと致したい

(一) 正譯文の作成

(二) 正譯文の都、道、府、縣報への掲載

(三) 原文及び正譯文の中央への通報

(四) 以上に付ては閣議決定の措置要綱に對し特に追記すべき事項はないが唯左記に留意せられ度

(イ) 正譯文を掲載すべき都、道、府、縣報の範圍は當該軍、軍團、又は師團の管轄區域内に在る都、道、府、縣報に洩れなく掲載すること

(ロ) (一)の要旨を發表する新聞及びラヂオも成るべく當該軍、軍團又は師團の管轄區域全般に亘り周知徹底を圖るに適當なるものを選択せられ度

(ハ) 施行命令中廣範圍の地域に關係する爲其の公布に付て一事務局のみで處理することに困難がある場合は關係地方事務局に對し協力を求めることとし右方法に依つても措置し難い場合は中央に通報せられ度(尚第八軍の發する施行命令公布措置要領は別途通報する)

(ニ) (四)の中央への送附の場合は施行命令に基いて都、道、府、縣で法制的措置をとつた場合(例へば府縣令の制定)には右も送附すること

三、七月十五日以前に發布せられた施行命令

周知徹底の措置を講ずる必要のある施行命令は勅令第三二二號の効力發生の日即ち七月十五日以降發布せられるものではなく占領開始以降七月十五日迄に發布せられたるものに付ても之れを周知徹底せしむる必要がある(何となれば七月十五日前に發せられた施行命令に七月十五日以後に違反する場合もあるであらう)

七月十五日以前に發布せられた施行命令は各地方事務局を通さず直接地方廳に發せられたものが多いであらうから速かに關係地方廳と連絡の上遺漏のない様措置せられ度

措置要綱

第一、指令關係

一、終戦連絡中央事務局（以下事務局と略稱する）は、指令發布の都度、「その原文を官報に掲載し」その假譯又は要旨を新聞紙又はラヂオ等に發表して、國民に周知徹底させること

二、中央事務局は更に假譯を檢討して正譯文を作成し、これを官報に掲載すること

法制局及び司法省刑事局は前項の正譯文の作成について中央事務局と協力すること

第二、施行命令關係

一、施行命令發布の都度、關係終戦連絡地方事務局（以下地方事務局と略稱する）において、正式の翻譯をなし、これを關係都、道、府、縣報に掲載すると同時に、その要旨を新聞又はラヂオ等に發表して、國民に周知徹底させること

二、都、道、府、縣廳及び裁判所並に検事局は、前項の翻譯等につき地方事務局に協力すること

三、地方事務局は、當該の施行命令の原文及び翻譯を中央事務局に通知し、中央事務局は、これを法制局、司法省刑事局及關係各省に通知すること

四、施行命令の中、廣範圍の地域に關係する等のため、以上により措置し難いものについては、これを直に中央事務局に通知し協議の上、これを適當に措置すること

終戦連絡中央事務局總裁
終戦連絡中央事務局局長及同出張所長

終戦總合第四一〇號 昭和二十一年七月一日

勅令第三百一十一號に關する件
本件に關する一般的訓令は六月二十九日附終戦總合第四〇九號往信申進の通りであるが特に七月十五日以前に發せられた施行命令の周知徹底

に付ては左記に依り處理せらるることと致し度く前記往信補足旁通報する

記

一、施行命令に基いて府、縣令の公布等既に法制的措置の執られたもの府縣令等が罰則を完備してゐる當該施行命令の内容を完全に具現してゐると認められる場合は改めて之れを一般地方民に周知徹底の措置を講ずる必要はない（但し命令原文、府縣令其の他關係書類を整備し寫各々部を中央に送附せられ度し）

（イ）右府縣令に罰則を備へてゐない場合でも改めて正譯文を府、縣報に掲載する等の措置を執る必要はない。但し本件勅令の實施に先立ち今迄罰せられなかつたこれ等府縣令の違反行為も罰せられることになつた旨地方民の注意を喚起する様措置を適當とする

（ロ）命令原文、府縣令、其の他關係書類の整備、中央への送附は（イ）の場合と同様である

二、未だ法制的措置の執られてゐないもの

施行命令に基いて何等法制的措置を執つてゐないものに付ては前項往信第四〇九號の三に依り措置すべきこと勿論であるが、ただ、その要旨を既に新聞、ラヂオ等で發表済のものに關しては必ずしも改めて右要旨の發表を行ふ必要はなからべく包括的に從來罰せられなかつたこれ等施行命令の違反行為も今後は罰せられることになつた旨注意を喚起するを適當とする

本信送付先 各終戦事務局局長及同出張所長

昭和二十一年七月二日

終戦連絡中央事務局

茂

各地方事務局局長
各出張所長

勅令第三百一十一號に關する件
一般的訓令と多少重複するが發表關係細則に關して情報部氣付の點別紙の通り通報する

勅令第三百一十一號「聯合軍の占領目的に有害なる行為に因る罪の處罰に關する件」の情報部側取扱方針

昭和二十一年七月一日
外務省 情報部

勅令第三一一號七月十五日より施行せられるに當り、情報部は六月十八日附閣議決定に基き右勅令に關聯する諸措置の新聞發表を擔當することとなつた。就ては、終戦連絡各地方事務局に於ては情報部に於ける左記方針を參照せられ御協力あらんことを御願する。

一、(1) 情報部は霞俱樂部（外務省詰朝日、毎日、讀賣、東京、日經、日本「タイムス」、時事通信、共同通信、時事新報、中部日本、西日本、北海道新聞、ラヂオ東京）に對し、勅令該當指令の假譯文又は要旨、典據法令（例へば勅令三一一號）を發表する。

(2) 指令の説明其他情報は記者參考の程度に止める。

(3) 右(1)に對しては新聞掲載を要求する。

(2)に對しては各社の自由を委せる。

二、該當施行命令に關しては第八軍のC.L.O宛命令を情報部に於て發表する

發表内容は右一に同じ。

三、二以外の施行命令は地方事務局より當該地方各新聞に發表せられた

又發表内容は右一に依ることを希望する。

四、地方に於ても施行令基本法たる指令を發表する必要あることも考へられるか、之に付ては中央に於て時事通信社に對し發表して居る故、指令に關しては右通信を參照する様地方紙に通告ありたい。

五、昭和二十一年九月十日及二十四日附指令に依れば、GHQ及地方師團司令部の公式發表とは聯合軍總司令部又は各師團司令部（涉外局（P.R.O.）において發表せられたものに限る旨定められてゐるが右は聯合軍大隊の移動に關する情報のみに限られ、從つて其他の指令に付ては涉外局の發表なくとも終戦中央又は地方事務局に通過のあつた時は、發表差支ない旨終戦政治部に對し聯合軍總司令部より申入があつた。

六、昨年九月二日以降本年七月十五日以前の指令及施行令中二、に該當するものに對しては、情報部は、右の假譯要旨、典據法令及右諸法令を掲載されてゐる官報の日附、番號を一括發表する。

七、今後情報部より地方事務局に對し新聞發表に關する當部の諸見解其他必要事項を通報致す事がある故可然御利用ありたい。

八、地方事務局において發表關係を主掌する連絡官（兼任にて可）を選定の上その氏名を情報部迄通報あり度し、右は今後の連絡上好都合と考へられる。（以上）

三、臨時建築制限令

勅令第三百八十八號（昭和二十一年五月二十八日）

臨時建築制限令

第一條 木造建築物で左の各號の一に該當するものは、當分の間これを新築、増築又は改築（以下建築と云ふ）することができない。但し特別の事由がある場合において、地方長官の許可を受けたときは、この限りでない。

一、料理店、特殊飲食店又は待合
 二、舞踏場又は遊技場
 三、劇場、映畫館、演藝場又は観劇場
 四、住宅店舗又は事務所で一戸の床面積が五十平方メートルを超えるもの（増築に限り五十平方メートルを超えることとなるものを含む）
 五、前各號に掲げるものの外、地方長官が指定するもの
 前項第一號乃至第四號に掲げる建築物の範囲に關し必要な事項は主務大臣がこれを定める

第二條 前條の規定の適用については、建築物をあらたに前條第一項各號の二に定める用途に供するときは、その用途に供する建築物を建築するものとみなす。

第三條 地方長官は、第一條第一項の規定に違反して建築された建築物についてその使用を禁止又は制限し、その他必要な措置を命ずることができる。

第四條 建築主、建築工事請負人又は建築物の所有者若しくは占有者は、この勅令若しくはこの勅令に基づいて發する命令又はこれに基づいてなす處分に違反したときは、一萬圓以下の罰金又は科料に處せられる。

第五條 前條の罰則は、その者が、法人であるときは理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人に、各これを適用する。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者についてはこの限りでない。

前條に掲げる者は、その代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の従業者がその業務に關し前條の違反行為をした場合に、自己の指揮によらなかつたといふ理由でその處罰を免れることができない。

附、則
 この勅令は、公布の日からこれを施行する。
 この勅令施行の際現に施行中の建築工事について、この勅令施行の

日から二週間以内に地方長官の承認を受けたときは、第一條第一項の規定は、その建築工事に限り、これを適用しない。

内務省令 第三號 昭和二十一年五月二十九日
 臨時建築制限令施行規則

第一條 臨時建築制限令（以下令といふ）で床面積とは、建築物の各階の面積の合計をいふ。各階の面積とは、各階の水平断面における外壁又はこれに代るべき柱の中心線内の面積の中で最大のものをいふ。軒、庇、はね出し縁の類が、前項の中心線から一メートル以上突出する場合には、その外端から一メートル後退する線を前項の中心線とみなす。

第二條 建築物について、基礎工事又は切組を始めたときは、令の適用については建築に着手したることとなる。

第三條 令第一條第二項の規定により、建築物の範囲に關し、次のやうに定める。

一、料理店とは、宴會用客席（その面積の合計が十五平方メートル未満のものを除く）を有し、飲食物を客に供する營業に用ひるものをいふ。

二、特殊飲食店とは、婦女を客席に待らせ、飲物を供して、客を接待又は慰安する營業に用ふるものをいふ。

三、令第一條第一項第四號の規定の適用については、住宅、店舗又は事務所のうち二以上の用途を兼ねるものは、これをそのいづれか一の用途に供する建築物とみなし、又同號の規定は、住宅、店舗又は事務所とこれらの用途以外の用途とを兼ねるものについては、その住宅、店舗又は事務所の用途に供する部分についてののみこれを適用する。

四、共同住宅、下宿屋、寄宿舎、外食食堂、公衆浴場、公設市場

醫院又は産院は、令第一條第一項第四號に掲げる建築物には含まれない。

附、則
 この規則は、臨時建築制限令施行の日からこれを施行する。

四、銃砲等所持禁止令並に施行規則

◎勅令第三百號（昭和二十一年六月一日）
 銃砲等所持禁止令

第一條 銃砲、火薬類及び刀劍類（以下銃砲等といふ）は、これを所持することができない。但し、法令に基き職務のために所持する場合及び左の各號の一に該當するものについては、内務大臣の定めるところにより、地方長官（東京都においては警視總監）の許可を受けた場合は、この限りでない。

一、有害鳥獸驅除のために必要とするもの
 二、狩獵を業とする者がその業務の用に供するもの
 三、刀劍類で美術品として價値のあるもの
 四、火薬類で産業の用途に供するもの

前項に規定する銃砲等の範囲は、内務大臣がこれを定める。

第二條 前條の規定に違反し許可を受けず又は詐偽の方法により許可を受けて銃砲等を所持した者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。その所持する銃砲等は裁判により没収する場合を除いては、何人が所有してゐても、行政の處分で、これを没収する。

第三條 この勅令に定めるものの外、銃砲等の所持の禁止に關して必要な事項は、内務大臣がこれを定める。

附、則
 この勅令は、昭和二十一年六月十五日から、これを施行する。

この勅令施行の際現に銃砲等を所持する者（その相續人を含む）でこの勅令施行後も引き續きこれを所持しようとするものは、この勅令施行後二箇月以内に、第一條第一項の定めるところに準じて、許可を申請しなければならない。その申請に對して許可の處分があるまでは同項の規定による許可を受けたものとみなす。

◎内務省令第二十八號（昭和二十一年六月十七日）
 銃砲等所持禁止令施行規則

第一條 銃砲等所持禁止令（以下令といふ）第一條第二項により銃砲等の範囲を次のやうに定める。

一、銃砲とは、彈丸發射の機能を有する裝藥銃砲をいふ
 二、火薬類とは、陸軍若しくは海軍に於て又は、陸軍若しくは海軍の命令によつて、戰闘用途に供するために製造した火薬爆藥火工品をいふ
 イ、火薬、帶狀藥、紐狀藥、甲藥等の類
 ロ、爆藥、黃色藥、茶褐藥、若亞藥、平寧藥、黃那藥、安瓦藥、硝斗藥、乙藥等の類
 ハ、火工品。銃用實包、空包、藥包、彈藥筒、火薬若しくは爆藥を裝填した彈丸、水雷、地雷、信管、爆管、門管、爆彈、手榴彈、燒夷彈、信號彈、發煙彈、照明彈等の類
 ニ、刀劍類とは、刃渡り十五厘以上の刀、匕首及び劍、又は槍及び刀をいふ。

第二條 令第一條第一項各號の許可を受けようとする者は、次の事項を書面に記載して、住所地の地方長官に願出でなければならぬ。

一、本籍、住所、職業、氏名（法人はその名稱、主な事務所所在地、代表者の住所及び氏名）及び生年月日。
 二、所持しようとする事由。
 三、銃砲等の種別及び數量。

相殺又は遺贈によつて銃砲等を所持するに至つた者は、その事實を知つた日から十日以内に、前項に準じて願出でなければならぬ。

第三條 前條の願出によつて、地方長官が許可するときは、別記各號様式の許可證を交付する。

第四條 許可を受けて銃砲等を所持する者は、次の各號の一に該當する事實があるときは、その旨を速かに地方長官に届出でなければならぬ。但し他の府縣に住所を移動した場合は、新、舊住所地の地方長官に届出でなければならぬ。

一、銃砲等を喪失したり、盗み取られたり、又はその所在が不明になつたりしたとき。

二、許可證を毀損又は亡失したとき。

三、本籍、住所又は氏名に異動があつたとき。

第五條 許可を受けて銃砲等を所持する者は、この所持の許可の事由が消滅したとき又はその銃砲等を廢棄しようとするときは、地方長官に届出で指示を受けなければならぬ。

第六條 銃砲等を發見又は拾得した者は、速かに最寄警察官署に届出でなければならぬ。

第七條 許可を受けず銃砲等を所持する疑ひある場合は、地方長官は何時でも當該官吏をして、銃砲等を收蔵する疑ひのある場合に臨檢し當該收蔵物件若しくは書類帳簿等を検査させることができる。

第八條 許可を受けて、銃砲等を所持する者が本規則に違反したとき、又は保安上地方長官が必要と認めるときは、許可を取消することが出来る。

第九條 地方長官は本規則の施行上必要な事項を定めることが出来る。

第十條 第四條乃至第六條の規定に違反し又は第七條の臨檢若しくは検査を拒んだ者は、三月以下の懲役若しくは禁錮百圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。

附 則

この規則は公布の日から之を施行する。

五、貿易等臨時措置令

◎勅令第三百二十八號（昭和二十一年六月十九日）

貿易等臨時措置令

第一條 命令の定める場合を除いては、政府以外の者は、物品を輸出し又は輸入することができない。

第二條 主務大臣は、國民生活の確保及び物資の需給調整の基本的な施策の遂行を妨げない範圍において、輸出入物資（包装材料を含む。以下同じ）を確保する必要があると認めるときは、當該物資（その原材料を含む）の譲渡その他の處分、使用、消費、所持、保管又は移動に關して必要な事項を命じ、又は制限し、若しくは禁止することが出来る。

第三條 主務大臣は、前條の規定による命令又は制限、若しくは禁止に關して必要な報告をとり、又は當該官吏が必要な場所に臨檢させ帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により、當該官吏をして臨檢検査させる場合には、その身分を示す證票を携帯させなければならぬ。

第四條 第一條の規定に違反して輸出し若しくは輸入し、若しくはしようとした者又は第二條の規定による命令に違反した者は、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

但し當該行為の目的物の價額の三倍が一萬圓を超えるときは、罰金はその價額の三倍以下とする。

前項の罪を犯した者には情狀により、懲役及び罰金を併科することが出来る。

第五條 第三條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、これを千圓以下の罰金に處する。

第三條の規定による當該官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

第六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第四條又は前條第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金を科する。

第七條 本州、北海道、四國、九州及びこれらの附屬島嶼（命令の定める地域を除く。）とこれらの地域以外の地域との間に行はれる取引その他による物品の移動は、この勅令の適用（附則第三項の規定の適用を除く。）については、これを輸出又は輸入とする。

附 則

この勅令は、公布の日からこれを施行する。

貿易統制令は、これを廢止する。

この勅令が施行されるまへになした貿易統制令に基く行為に對する罰則の適用及び同令に基く輸出又は輸入の命令に伴ふ損失の補償については、同令はなほその効力がある。

六、閉鎖機關に關する債權の時効等の特例に關する件

◎勅令第三百二十九號（昭和二十一年六月十九日）

閉鎖機關に關する債權の時効等の特例に關する件

第一條 別表に掲げる銀行その他の機關（以下閉鎖機關といふ）の債權又は閉鎖機關に對する債權で、その履行期が昭和六年一月一日以後のものうち、この勅令施行の際、いまだ時効の完成しないものについては、命令で定める日から二月内は、時効は完成せず又はこの勅令施行前までに時効の完成したものについては、その時効は、完成しなかつたものとする。

第二條 閉鎖機關の債權又は閉鎖機關に對する債權で、その履行期が昭和六年一月一日以後のものについては、權利保存のためにすべき行為は、他の法令にかかはらず、命令で定める日までは、何時でもこれをすることが出来る。この勅令施行前、他の法令に定める期間内に權利保存のために、すべき行為をしなかつたために、消滅した權利は、消滅しなかつたものとする。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

(別表)

戰時金融金庫	株式會社資金統合銀行
朝鮮銀行	株式會社臺灣銀行
南方開發金庫	外資金庫
獨逸東亞銀行	滿洲中央銀行
中國銀行（中華民國法人）	東洋拓殖株式會社
南洋拓殖株式會社	北支那開發株式會社
中支那振興株式會社	南滿洲鐵道株式會社
南洋興發株式會社	臺灣拓殖株式會社
滿洲拓殖公社	滿洲重工業開發株式會社
株式會社朝鮮殖産銀行	全國金融統制會
滿洲投資證券株式會社	滿洲興業銀行
朝鮮信託株式會社	中國聯合準備銀行
蒙 匯 銀行	中央儲備銀行
朝鮮金融組合聯合會	樺太開發株式會社
印度支那銀行	株式會社臺灣商工銀行
株式會社華南銀行	日滿商事株式會社
滿洲製鐵株式會社	密山炭鐵株式會社
滿洲鑛山株式會社	滿洲マグネシウム株式會社
安東輕金屬株式會社	龍岡鐵礦株式會社

鶴岡炭礦株式会社 阜新炭礦株式会社
西安炭礦株式会社 株式会社滿洲映畫協會
滿洲飛行機製造株式会社 日佛銀行

七、交易營團解散令

勅令第三百三十號 (昭和二十一年六月十九日)

交易營團解散令

第一條 交易營團はこれを解散する。
第二條 商工大臣は、交易營團の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所にその解散の登記を囑託することを必要とする。
第三條 交易營團の總裁は、政府以外の出資者に對して、ただちに解散の通知を發しなければならぬ。
第四條 商工大臣は交易營團の總裁、副總裁又は理事の中から清算人を選任しなければならない。
商工大臣は公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することが出来る。
清算人が缺けたとき、又はその増員の必要があるときは、商工大臣がこれを選任する。この場合においては、第一項に掲げる者以外からも選任することができる。
第五條 清算人は他の職業に従事することはできない。但し商工大臣の認可を受けたときは差支へない。
清算人は自己又は第三者の爲に交易營團と取引することはできない。但し、商工大臣の認可を受けたときは差支へない。この場合には、民法第八條の規定を適用しない。
第六條 清算人は就職の後ただちに、交易營團の財産の現況を調査して、財産目録及び貸借対照表を作り、これを商工大臣に提出してその承認を受けなければならない。

清算人は、商工大臣の定めた清算計畫に従つて清算を行はなければならない。
商工大臣は、必要があると認めるときは、清算人に對して、清算に關して必要な事項を命令することが出来る。
第七條 交易營團に現在する財産が、その債務を完済するために不足であるときは、清算人は商工大臣の認可を受けた上で出資者をして出資させることが出来る。
前項の場合には、商法第九十二條及び第九十三條並びに非訟事件手續法第三十五條の四十三乃至第三十五條の四十六の規定を準用する。
前項において準用する商法第九十二條及第九十三條に規定する事件は、交易營團の主たる事務所の所在地の地方裁判所の管轄とする。
第八條 清算人が、左の行爲をするときは、商工大臣の認可を必要とする。
一、交易營團の財産を處分すること。
二、訴を提起すること。
三、和解及び仲裁契約をすること。
四、權利を拋棄すること。
清算人が、前項の規定に違反したときも、交易營團は、善意の第三者に對して、その責に任ずる。
商工大臣は必要があると認めるときは、清算人に對して、第一項各號の行爲について、必要な事項を命令することができる。
第九條 殘餘財産は、出資者に對して、その出資金額の割合に應じて、これを分配しなければならない。但し、その額は各出資者の拂込金額を超えることはできない。
出資者に對して分配する金額を超える殘餘財産は國庫に歸屬する。

0111

第十條 日本銀行又は日本銀行の代行機關として、交易營團の聯合軍需品調達業務に關して貸付をなす金融機關は、交易營團の聯合軍需品調達業務に關して生じた債權を有する場合において、交易營團が當該業務により取得した進駐軍需品の賣渡代金その他の財産の上に、先取特權を有する。
前項の先取特權の順位は、民法第三百二十五條第三號及び第三百三十號第一項第三の先取特權に次ぐ。
第十一條 商工大臣は、必要があると認めるときは、清算事務及び財産の狀況について、當該官吏をして検査をなし、清算人に對してその報告を命じその他監督上必要な命令又は處分をすることが出来る。
第十二條 商工大臣の諮問に應じて、交易營團の財産の評価、その他清算に關する重要事項を調査審議せしめるため、交易營團清算監理委員會を置く。

第十三條 交易營團清算監理委員會は商工大臣の管理に屬する。
委員會は會長一人及び委員三十人以内でこれを組織する。
委員は關係官廳二級以上の官吏、交易營團の出資者及びその債權者並びに學識経験者の中から商工大臣の奏請によつて、内閣でこれを命ずる。
會長は委員の中から、商工大臣がこれを指名する。
この勅令に定めるものの外委員會に關して、必要な事項は商工大臣がこれを定める。

第十四條 清算事務が終つたときは、清算人は、ただちに決算報告書を作り、これを商工大臣に提出して、その認可を受けなければならない。
前項の決算報告書には、清算に關する重要な書類、交易營團の帳簿及びその營業に關する重要な書類を添附することを必要とする。
第十五條 清算が終了したときは、清算人は前條の認可があつた後、主たる事務所の所在地では二週間、従たる事務所の所在地では三週間

以内に清算終了の登記をしなければならない。
第十六條 この勅令による登記は、交易營團を代表する清算人の申請によつて、これをする。
第十七條 民法第四十四條第一項、第五十四條及び第八十一條、商法第三十九條第二項、第五十六條、第二百三條、第二百四條第一項、第二項、第二百五條、第二百二十八條、第二百二十九條第三項、第三百一十一條、第三百二十四條、第二百五十四條第二項、第二百六十六條、第四百二十一條乃至第四百二十四條及び第四百三十四條並びに非訟事件手續法第三十五條の三十五の規定は、交易營團の清算に準用する。但し、商法第二百五條中「裁判所の選任したる鑑定人」とあるのは「商工大臣の選任したる鑑定人」と第二百二十九條第三項及び第四百二十三條中「裁判所」とあるのは「商工大臣」と讀み替へるものとする。

第十八條 清算人、又は清算に關して特定の事項の委任を受けた代理人若しくは使用人が、自己若しくは第三者を利し又は交易營團を害しようとして、その任務に背き、交易營團に財産上の損害を加へたときは、これらの者を七年以下の懲役、又は三萬圓以下の罰金に處する。
前項の未遂罪はこれを罰する。
前二項の罪を犯した者には情狀により、懲役及び罰金を併せ科することができる。

第十九條 左の場合には、清算人を六月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。
一、第五條、第六條第二項又は第八條第一項の規定により、認可を受くべき行爲について、認可を受けることを怠つたとき。
二、第十一條の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をなしたとき。
三、第六條第三項、第八條第三條又は第十一條の規定による命令に

RA'-0008

第二十條 第十一條の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者はこれを千圓以下の罰金に處する。

第二十一條 左の場合には、清算人を五千圓以下の過料に處する。但しその行為について、刑を科するときは、過料には處さない。

一、第六條の規定による承認又は第十四條の規定による認可又は第十七條の規定による許可を受けることを怠つたとき。

二、この勅令に定められた登記をすることを怠つたとき。

三、この勅令に定められた公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

四、財産目録、貸借対照表又は決算報告書に不實の記載をしたとき。

第二十二條 この勅令に基づいてなす登記には、登録税を賦課しない。

第二十三條 この勅令で定めるものの外、交易營團の清算に關して必要な事項は命令でこれを定める。

第二十四條 この勅令の施行の期日は別に、これを定める。

第二十五條 交易營團法及び交易營團法施行令はこれを廢止する。この勅令の施行の前になした行為に關する罰則の適用については、舊法及び舊令は、この勅令の施行の後もなほその效力を有する。

交易營團の清算に關しては、この勅令の施行の後も舊法及び舊令は、なほその效力を有する。

交易營團は解散においては、あらたな業務を行ふことが出来な

第二十六條 登録税法中の一部を次のやうに改正する。

第十九條第七號中「交易營團」及び「交易營團法」を削る。

第二十七條 印紙税法中の一部を次のやうに改正する。

第五條第六號の六を次のやうに改める。

六ノ六削除。

(終り)

八、工場、事業場、研究機關等の事業報告書等に關する件

農林省令 第一號 (昭和二十一年六月十九日改正)

工場、事業場、研究機關等の事業報告書等に關する件

第一條 中「大東亞戰爭」を「今次の戰爭」に改める。

第二條 科學又は技術に關する研究所、實驗所、試驗所、調査機關等(専ら臨床診斷を行ふ醫學研究所を除く)以研究所と稱ふ)の經營者は主務大臣の定むる様式に依り過去六ヶ月間の計畫に關する事業報告書七通(和文一通及英文六通)を毎年一月一日及七月一日現在の狀況に基き作成し毎年一月二十日及七月二十日迄に主務大臣に提出すべし。

第二條之二 研究所等の經營者は昭和二十一年七月一日現在の狀況に基き主務大臣の定むる様式に依り作成したる報告書を提出する際に昭和十五年一月一日より昭和二十年八月三十一日に至る期間に於て爲したる總ての研究を記載したる報告書を提出すべし。

この命令は、公布の日から、これを施行する。

九、鉛屑回收規則

農林省令 第二十五號 (昭和二十一年六月十九日)

鉛屑回收規則

第一條 この省令で、鉛屑とは、鉛及び鉛、合金の屑(これらの滓を含む)及び故鉛(これらを流し替へ又は再生したものを含む)をいふ。

一〇、化學肥料の緊急増産に關する件

農林省令 第二十六號 (昭和二十一年六月十九日)

化學肥料の緊急増産に關する件

第一條 農工大臣は、硫安、石灰窒素その他の窒素質化學肥料(以下窒素肥料と言ふ)の生産に必要な設備又は物資の所有者に對して、期限、相手方その他必要な事項を指定して、その設備又は物資の譲渡を命ずることが出来る。

前項の場合において、譲渡價格は、これを當事者の協議によつて決定する。協議が整はないときは、農工大臣がこれを裁定する。

第二條 前條第一項の規定によつて、譲渡を命ぜられた設備又は物資の譲渡を受ける者は、その代價を供託しなければならぬ。

前條第一項の規定によつて、設備又は物資の譲渡があつた場合は、その設備又は物資の上で存した擔保権は、他の法令に拘らず、所有權移轉の時からこれを行使することができない。

前條第一項の規定によつて譲渡を命ぜられた設備又は物資について擔保権を有する者は、第一項の規定によつて、譲渡を受けた者が供託した代價に對して、その權利を行ふことが出来る。

第三條 窒素肥料の生産を目的とする設備の新設、擴張又は補修をしようとする者は、農工大臣に届出なければならぬ。窒素肥料以外の物資の生産を目的とする設備を改造して、窒素肥料を製造しようとする者も同様である。

前項の規定は、窒素肥料の生産を營む者の所有に係る工場であつて、別表にかかげた工場が、同表にかかげた製品を生産する場合に於ては、これを適用しない。

附則

この省令は公布の日からこれを施行する。

一〇、化學肥料の緊急増産に關する件

農林省令 第二十六號 (昭和二十一年六月十九日)

化學肥料の緊急増産に關する件

第一條 農工大臣は、硫安、石灰窒素その他の窒素質化學肥料(以下窒素肥料と言ふ)の生産に必要な設備又は物資の所有者に對して、期限、相手方その他必要な事項を指定して、その設備又は物資の譲渡を命ずることが出来る。

前項の場合において、譲渡價格は、これを當事者の協議によつて決定する。協議が整はないときは、農工大臣がこれを裁定する。

第二條 前條第一項の規定によつて、譲渡を命ぜられた設備又は物資の譲渡を受ける者は、その代價を供託しなければならぬ。

前條第一項の規定によつて、設備又は物資の譲渡があつた場合は、その設備又は物資の上で存した擔保権は、他の法令に拘らず、所有權移轉の時からこれを行使することができない。

前條第一項の規定によつて譲渡を命ぜられた設備又は物資について擔保権を有する者は、第一項の規定によつて、譲渡を受けた者が供託した代價に對して、その權利を行ふことが出来る。

第三條 窒素肥料の生産を目的とする設備の新設、擴張又は補修をしようとする者は、農工大臣に届出なければならぬ。窒素肥料以外の物資の生産を目的とする設備を改造して、窒素肥料を製造しようとする者も同様である。

前項の規定は、窒素肥料の生産を營む者の所有に係る工場であつて、別表にかかげた工場が、同表にかかげた製品を生産する場合に於ては、これを適用しない。

0112

第四條 商工大臣は、前條第一項の規定によつて、届出をなすべき者に對して計畫の變更又は工事の中止、延期若しくは廢止を命ずることが出来る。

第五條 第一項若しくは前條の規定による命令に違反した者、又は第三條第一項の規定に違反し届出をなさず、若しくは虚偽の届出をなした者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には情状により懲役又は禁錮及び罰金を併科することが出来る。

第六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條第一項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても前條第一項の罰金を科する。

附 則
この省令は、公布の日からこれを施行する。

一、輸出絹織物取締法施行規則

◎商工省令第二十七號（昭和二十一年六月十九日）

輸出絹織物取締法施行規則

第一章 總 則

第一條 輸出絹織物とは、次にかかせる輸出向織物で、幅五吋以上、長さ六碼以上のものをいふ。但し、第五章の規定の適用については、幅十八吋以上、長さ十二碼半以上のものとする。

一、絹絲で製織したもの
二、絹絲と絹絲以外の絲類とを交織したもので、その絹絲の數が總經緯絲數の三分の一以上のもの（毛絲を交織したもので、その毛絲の數が總經緯絲數の三分の一以上のものを除く）

第二條 絹絲とは、本絹絲、節絲、絹紡絲、野蠶絲、野蠶節絲及び野蠶紡績絲をいふ。

第三條 輸出入造絹織物とは、次にかかせる輸出向織物で、幅五吋以上、長さ六碼以上のものをいふ。

一、人造絹絲で製織したもの
二、人造絹絲と人造絹絲以外の絲類とを交織したもので、その人造絹絲の數が總經緯絲數の二分の一以上のもの（毛糸又は絹絲を交織したもので、その毛絲又は絹絲の數が總經緯絲數の三分の一以上のもの及び麻絲を交織したもので、その麻絲の數が總經緯絲數の二分の一以上のものを除く）

第四條 輸出絹織物取締法第六條第三項の規定（同法第十二條の規定によつて準用する場合を含む）で準用す間接國稅犯則者處分法第四條の證票は様式第一號による。

第五條 間接國稅犯則者處分法施行規則第五條、第八條及び第十二條の規定は、輸出絹織物取締法第六條第一項及び第二項の規定（同法第十二條の規定によつて準用する場合を含む）による臨檢尋問、搜索及び差押について、これを準用する。

第二章 檢 査

第六條 輸出絹織物及び輸出入造絹織物は、輸出絹織物検査所の検査に合格したものでなければ、營利の目的で、これを輸出することができない。但し、手巾、マフラー類の連製の生地は、この限りではない。

第七條 前條の検査に合格しないものであつても、その仕向地又は用途によつて、輸出絹織物の評價を害するおそれのない場合に限つて、商工大臣の許可を受けて、これを輸出することができる。

第八條 確實な信用を有する製織業者は、その製織したものに就いて、第九條の申請書に記載した登録商標を使用する場合には、商工大臣の許可を受けて、第六條の検査の免除又は合格印章捺捺の省略を受けることができる。

第九條 前條許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を商工大臣に提出しなければならない。

一、氏名又は名稱及び住所

二、當該製品の種類及び規格

三、當該製品に使用する登録商標並びにその登録番號及び登録年月日

前項第二號及び第三號にかかせる事項を、變更しようとするときは、商工大臣の許可を受けなければならない。

第一項第一號にかかせる事項を變更したときは、速かに商工大臣に届出なければならない。

第十條 第八條の規定により許可を受けた者が、法令に違反し、若しくは信用を毀損する行為をなしたとき又は商工大臣において必要と認められたときは、商工大臣は、その許可を取消すことができる。

第十一條 第六條の検査を受けた後、精練、漂白、染色、整理その他の加工又は切斷をなしたときは、その検査は效力を失ふ。

第十二條 輸出絹織物又は輸出入造絹織物の検査を受ける者は、様式第一號の検査申請書を、輸出絹織物検査所長に提出しなければならない。

検査を受けねばならぬ輸出絹織物又は輸出入造絹織物は、出張検査を請求する場合を除いては、検査請求書に添へて、これを輸出絹織物検査所長に提出しなければならない。

検査請求書受付の日及び時間並びに一日の検査數量は、輸出絹織物検査所長の定めるところによる。

第十三條 輸出絹織物検査所長が、必要があると認めるときは、検査に支障のない場合に限つて、輸出絹織物検査所の執務時間外でも、検査を行ふことができる。

第十四條 輸出絹織物検査所の検査は検査に支障のない場合に限つて、出張してこれを行ふことができる。

前項の出張検査を受けようとする者は、豫め様式第三號の申請書を、輸出絹織物検査所長に提出して、その許可を受けなければならない。

第十五條 前條の検査を受ける者は、その検査に必要な設備及び雜役従事者を備へ、且つその使用に要する一切の費用を、負擔しなければならない。

第十六條 検査完了品は、輸出絹織物検査所の指示に従ひ、検査請求者が所外に搬出しなければならない。検査完了品についても同じである。この場合には、検査未了品搬出證を交付する。

前項の検査未了品を再び搬入する場合には、検査未了品搬出證を提出しなければならない。

第十七條 輸出絹織物検査所がなした検査に異議のある者は、検査の日から起算して十日以内に、再検査を請求することができる。

前條の請求をしようとする者は、第十二條第一項の検査請求書にその旨を附記しなければならない。

第十八條 第六條の検査は、次の事項について、これを行ふ。

一、品位
二、原絲及び原絲の加工
三、組織
四、製織
五、精製、漂白、染色及び整理

二、量目
三、長さ及び幅
四、汚染及び瑕疵
五、染色する場合これに適する染色濃度

六、その他この規則によつて合格又は不合格を定めるため必要な事項

第十九條 輸出絹織物検査所長は、検査上必要があると認めるときは、

出張してこれを行ふことができる。

検査品の一部を切り取り、これによつて検査を行うことができる。

第二十條 長さの検査は、織物の兩端末間を測定してこれを行ふ。

第二十一條 幅の検査は、片耳を除いて置尺によつて測定して、これを行ふ。

第二十二條 第六條の検査の結果は、これを合格及び不合格に分ける。

整理品の合格は、一等及び二等に分ける。

第二十三條 次にかけたものは、合格とすることができない。

一、品位劣等なもの

二、原糸又は織物に、増量を施したもの

三、瑕疵又は汚染の多いもの

第二十四條 検査合格品で、次にかけたものは、一等とすることができない。

一、品位優良でないもの

二、瑕疵又は汚染のあるもの

第二十五條 輸出絹織物の合格品には、合格印章及び長さ、幅及び重量を表示する印章を、輸出入造絹織物の合格品には、合格印章及び長さ及び幅を表示する印章を押捺する。但し、幅二十七時未満のものについては、長さ、幅及び重量を表示する印章の押捺を省略することができる。

第二十六條 長さ及び幅の表示は、長さについては二分の一、幅については四分の一の時にみない端数は、これを切り捨てる。

第二十七條 不合格品には、不合格印章の外合格品と同じ印章を押捺する。

第二十八條 検査の表示を訂正する場合には、取消の印章を押捺する。

第二十九條 染色する輸出絹織物には、これに適する染色濃度を表示する印章を押捺する。

第三十條 絹織物、人造絹織物とを、交織したものは、これを表示する印章を押捺する。

第三十一條 第二十五條及び第二十七條乃至前條の規定によつて押捺する印章は、様式第四號による。

第三章 検 閲

第三十二條 營利の目的で、輸出絹織物又は輸出入造絹織物を輸出しようとする者は、その輸出絹織物又は輸出入造絹織物が、輸出絹織物取締法第一條の規定に従つて輸出されるものであることについて、税關の検閲を受けなければならない。但し、郵便物であるときは、この限りではない。

第三十三條 前條の検閲を受けようとする者は、様式第五號の検閲申請書を税關に提出しなければならない。

第三十四條 前條の申請をなした者は、當該官吏の指揮に従つて、検閲を受ける物又は受けた物の取扱、荷解、荷造その他の處置をしなければならない。

第三十五條 税關は、検閲の結果、輸出絹織物又は輸出入造絹織物が、輸出絹織物取締法第一條の規定に従つて輸出されるものであることを認めるときは、その旨を表示する印章を、輸出免状又は積戻免状及び検閲申請書に押捺しなければならない。

第四章 増量の取締

第三十六條 輸出絹織物には、増量の目的で、水分を附着せしめることができない。

第三十七條 輸出絹織物には、増量の目的で、糊料、糖分、土粉、油脂及び金屬鹽類その他薬劑を附着せしめることができない。

第五章 精練及び染色の取締

第三十八條 輸出絹織物の精練業は、商工大臣の許可を受けなければならない。

第三十九條 輸出絹織物の精練業の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した許可申請書を、商工大臣に提出しなければならない。

一、氏名又は名稱及び住所

一、工場の位置並びに建物の面積及び構造（工場圖ををへなければならぬ）。

二、機械及び装置の種類、名稱及び箇數並びにその能力

三、精練する品種

四、精練の方法及び使用する材料の種類

五、精練の品種別精練見込高

六、一日の品種別精練見込高

前項の許可申請書には次の書類ををへなければならない。

一、事業開始の豫定期間並びに工場を新築又は改築しようとするときはその着手及び完成豫定期間を記載した書類

二、精練業以外の事業を兼營する場合には、その兼營する事業の概要を記載した書類

三、事業資金の總額及びその調達方法を記載した書類

四、申請者が法人であるときは、定款及び登記簿の謄本並びに財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書及び利益金の處分に関する書類

第一項第二號乃至第五號の事項を變更しようとするときは、商工大臣の許可を受けなければならない。

第四十條 精練業者が、前條の許可を受けた一年内に、事業を開始しないときは、許可は、その效力を失ふ。但し、正當の事由がある場合において商工大臣の許可を受けたときは、この限りではない。

第四十一條 精練業者は、工場ごとに帳簿を備へ、四ごとに次の事項を記載しなければならない。

一、品種

二、受入年月日及び受入番號

三、依頼によるものについては、依頼者の氏名、名稱又はこれに代はる記號

四、精練の年月日

五、精練前及び精練後の量目

六、引渡年月日

前項の帳簿は、二年間これを保存しなければならない。

第四十二條 精練業者は、自己の氏名又は名稱及び受入番號又はこれに代はる記號を記載した證券を、輸出絹織物の一端に附けなければならない。但し、證券に代へ、受入番號又はこれに代はる記號及び自己の氏名又は名稱を表示する記號を附けることができる。

第四十三條 精練業者が、精練業の全部又は一部を譲渡しようとするときは、商工大臣の許可を受けなければならない。

前項の許可申請書には、次の事項を記載した書類ををへて、當該署の上、これを提出しなければならない。

一、譲渡契約書

二、譲受人の事業開始の豫定期間

三、譲受人の兼營する事業の概要

四、譲受人が法人であるときは、定款及び登記簿の謄本並びに財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書及び利益金の處分に関する書類

第四十四條 前條の規定は、法人が、精練業を營む他の法人を合併しようとする場合に、これを準用する。

第四十五條 精練業を相續した者は、戸籍謄本ををへて速かに商工大臣に届出なければならない。

第四十六條 次の場合には、精練業者は、速かにこれを商工大臣に届出なければならない。

一、精練業を開始したとき。

二、精練業を廢止し、休止し、又は再開したとき。

三、精練業を定め、又はこれを變更したとき。

四、氏名又は名稱若しくは住所を變更したとき。

五、精練業者が法人であるときは、定款を變更したとき。

六、精練業以外の事業を兼營する場合において、その兼營する事業

0114

を變更したとき、又は精練業以外の事業を兼営するに至つたとき。

第四十七條 精練業者は、毎月十日までに、その前月の品種別精練高を、商工大臣に届出なければならぬ。

第四十八條 輸出絹織物の染色業（手工捺染業を除く以下同じ）を営む者は、工場の設備について、次の事項を記載した許可申請書を商工大臣に提出して、その許可を受けなければならない。

- 一、氏名又は名稱及び住所
- 二、工場の位置並びに建物の面積及び構造（工場圖をそへてなければならぬ）
- 三、機械及び装置の種類、名稱及び箇數並びにその能力
- 四、染色する品種
- 五、染色の方法及び使用する材料の種類
- 六、一日の品種別染色見込高

前項の許可を受けようとする者が、法人であるときは、その申請書に定款をそへなければならない。

第一項第二號乃至第五號にかかげた事項を、變更しようとするときは、商工大臣の許可を受けなければならない。

第四十九條 次の場合においては、染色業者は速かに、これを商工大臣に届出なければならない。

- 一、染色題を開始したとき
- 二、染色業を廢止し、休止し、又は再開したとき
- 三、染色工場を譲り受け、又はこれを相續したとき
- 四、氏名若しくは名稱又は住所を變更したとき
- 五、法人が洗色業を營む他の法人を合併したとき

第五十條 第四十二條及び第四十七條の規定は、染色業者について、これを準用する。

第五十一條 第四十二條の規定によつて附けた證票又は記號は、正當の

理由がなくなつて、これを抹消し、除却し、又は隠蔽することができない。

附 則

この省令は昭和二十一年七月一日から、これを施行する。

この省令施行以前に、重要輸出品取締法による検査に合格したものは第六條の規定にかかはらず、これを輸出することができる。

この省令施行の際、現に輸出絹織物の精練業を営む者は、この省令の日から一年以内に、第三十九條第一項各號の事項を記載した許可申請書を、商工大臣に提出して、その許可を受けなければならない。その許可を受けるまでは、この省令の規定にかかはらず、その事業を営むことができる。

この省令施行の際、現に、輸出絹織物の染色業を営む者は、この省令施行の日から一年以内に、第四十八條第一項各號の事項を記載した許可申請書を、商工大臣に提出して、その許可を受けなければならない。その許可を受けるまでは、この省令の規定にかかはらず、その事業を営むことができる。

一、麻薬取締規則

◎厚生省令第二十五號（昭和二十一年六月十九日）

麻薬取締規則

第一條 この省令は、麻薬の製劑、小分、販賣、授與又は使用（麻薬を配伍した處方箋の交付を含む。以下の規定でも同様である。）に関する取締りにして定むる。

第二條 この省令で麻薬とは、次に掲げるものを言ふ。

- 一、阿片及びコカ葉
- 二、阿片又はコカ葉から抽出する一切のアルカロイド及びその誘導體並びにこれらの鹽類

三、前二號の麻薬を検出するもの。

四、印度大麻草（カンナビス）、サチンヅア、エル及びこれらからつくられる樹脂その他の一切の製劑を言ふ。

第三條 この省令で麻薬取扱者とは、業として麻薬を製劑、小分、販賣、授與又は使用する者を言ふ。

麻薬取扱者はこれを業務の種類により分けて、麻薬製劑業者又は麻薬小分業者、麻薬中央卸賣業者、麻薬地方卸賣業者、麻薬小賣業者、麻薬使用者、家庭麻薬販賣業者及び麻薬研究者とする。

麻薬製劑業者とは、調合又は混合により麻薬を製劑する者を言ふ。

麻薬小分業者とは、調合又は混合しないで單に麻薬を小分する者を言ふ。

麻薬卸賣業者（中央及び地方を含む）とは、麻薬製劑業者又は麻薬小分業者の封緘を施した容器を開かないで容器に納めた麻薬を卸賣業として販賣又は授與する者を言ふ。

麻薬小賣業者とは、麻薬使用者の處方箋に基づき麻薬を調劑しこれを小賣業者として販賣又は授與する者を言ふ。

麻薬使用者とは、醫師、歯科醫師又は獸醫師で麻薬を使用する者を言ふ。

家庭麻薬販賣業者とは阿片を千分中四分以下、モルヒネ若しくはその鹽類を萬分中五分以下又はコデイン、ヒドロコデイン若しくはこれらの鹽類を千分中二分以下を検出する麻薬（以下家庭麻薬と稱する）を小賣業として販賣又は授與するものを言ふ。

麻薬研究者とは、麻薬を學術研究の用に供する者を言ふ。

第四條 麻薬取扱者にならうとする者は、業務の種類毎に厚生大臣の免許を受けなければならない。但し、麻薬製劑業者又は麻薬小分業者が、その製劑又は小分した麻薬の卸賣をする場合は、この限りではない。

第五條 厚生大臣が麻薬取扱者免許を與へることができる資格者は、次のやうである。

- 一、麻薬製劑業者又は麻薬小分業者の免許の場合には、本人が製劑師である醫藥品製造業者又は製劑師を使用する醫藥品製造業者
- 二、麻薬中央卸賣業者及び麻薬地方卸賣業者の免許の場合には、本人が製劑師である醫藥品販賣業者又は製劑師を使用する醫藥品販賣業者
- 三、麻薬小賣業者の免許の場合には、薬局開設者
- 四、麻薬使用者の免許の場合には、醫師、歯科醫師又は獸醫師
- 五、家庭麻薬販賣業者の免許の場合には、醫藥品販賣業者
- 六、麻薬研究者の免許の場合には、麻薬に關し必要な知識技能を持つものと厚生大臣が認めた學術研究者

第六條 次の各號の一に該當する者及びこれらの者を主任技術者として使用する者に對しては、麻薬取扱者免許を與へない。

- 一、麻薬の慢性中毒者
- 二、麻薬に關して懲役禁錮又は罰金に處せられた者

第七條 次の各號の一に該當する者及びこれらの者を主任技術者として使用する者に對しては、麻薬取扱者免許を與へないことがある。

- 一、麻薬に關して科料又は拘留に處せられた者
- 二、前條第二號及び前號に該當する者以外で、藥事に關して犯罪又は不正の行爲があつた者

第八條 厚生省に麻薬取扱者名簿を備へ、麻薬取扱者免許に關する事項を登錄する。

第九條 麻薬取扱者免許を受けようとする者は、申請書に申請者又はその主任技術者が醫師、歯科醫師、獸醫師又は製劑師であるときはその免許證の寫を、申請者が學術研究者であるときは、その身分を證する官公署又は學校の證明書、履歷書及び戸籍抄本を、申請者が製劑師でなく且つ製劑師を使用しない醫藥品販賣業者であるときはその許

0115

可證の寫及び戸籍抄本を添へ住所又は所在地の地方長官を経由し
 厚生大臣に提出しなければならない。

第十條 厚生大臣は、免許を與へるときは麻薬取扱者名簿に登録し麻薬
 取扱者免許證を下附する。

第十一條 前項の免許證はこれを讓渡又は貸與することができない。

第十二條 麻薬取扱者名簿に登録すべき事項は次のやうである。

- 一、登録番號及び登録月日。
- 二、住所及び氏名又は所在地及び名稱。
- 三、主任技術者の氏名（主任技術者を使用しないときはその旨）
- 四、麻薬取扱者の業務の種類。
- 五、免許の取消又は業務の停止並びにその事由及び月日。
- 六、免許證の再下附並びにその理由及び月日。
- 七、抹消の事由及び月日。

第十三條 麻薬取扱者免許を受け、第八條の規定によつて、麻薬取扱者
 名簿に登録されたときは、次の區別に従つて、登録手数料を納めな
 ければならない。

麻薬製劑業者又は麻薬小分業者	五百圓
麻薬中央卸賣業者	五百圓
麻薬地方卸賣業者	三百圓
麻薬小賣業者	三十圓
麻薬使用者	三十圓
家庭麻薬販賣業者	十圓
麻薬研究者	十圓

第十四條 麻薬取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月
 三十一日までとする。

第十五條 麻薬取扱者は第十一條第二號又は第三號の登録事項に變更を
 生じたときは、その事由を書き、免許證を添へ、一月以内に住所
 又は所在地の地方長官を経由し厚生大臣に登録の變更を申請しなけ
 ればならない。

第十六條 前項の規定によつて登録事項の變更を申請する者は、手数料五圓
 を収めなければならない。

第十七條 第一項の場合におきては、免許證を書き換へ下附する。

第十八條 麻薬取扱者がその免許證を毀損し又は亡失したときは、その
 事由を書き毀損した場合はその免許證を添へて、一月以内に住所
 又は所在地の地方長官を経由し厚生大臣に再下附を申請しなければ
 ならない。

第十九條 前項の規定により免許證の再下附を申請する者は、手数料五圓を
 納めなければならない。

第二十條 第一項の規定により免許證の再下附を申請した後亡失した免許證
 を発見したときは、十日以内にこれを住所又は所在地の地方長官
 を經由し厚生大臣に提出しなければならない。

第二十一條 第九條、第十四條又は前條の申請をする者は登録手数料又は
 手数料に相當する収入印紙を申請書に貼らなければならない。

第二十二條 既に納付した登録手数料又は手数料は、これを還付しない。

第二十三條 麻薬取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、その事
 由を書き、免許證を添へ住所又は所在地の地方長官を経由し厚生
 大臣に申請しなければならない。

第二十四條 麻薬取扱者が死亡又は解散したときは、戸籍法による死亡の届出
 義務者又は清算人は、一月以内に免許證を添へて住所又は所在地
 の地方長官を経由し厚生大臣に届出なければならない。

第二十五條 厚生大臣は、麻薬取扱者免許を取消したとき又は前項の届出のあ
 つたときは、麻薬取扱者名簿の登録を抹消する。

第二十六條 麻薬取扱者は、免許の取消處分を受けたとき又は免許がその
 效力を失つたときは、十日以内に住所又は所在地の地方長官を経
 由し免許證を厚生大臣に返納しなければならない。

第二十七條 麻薬取扱者は、業務の停止處分を受けたときは、十日以内に

0116

免許證を住所又は所在地の地方長官に提出しなければならない。

第二十八條 前項の場合において地方長官は免許證に處分の要旨を記載し、捺
 印の上期間満了後これを還付しなければならない。

第二十九條 麻薬取扱者が免許を取消處分を受けたとき又は免許がその効
 力を失つた後引續いて免許の申請をしないとき若しくは麻薬取扱者
 が死亡又は解散したときは、本人、戸主、相続人又は清算人は殘餘
 の麻薬を厚生大臣の指定する者に賣り渡さなければならない。

第三十條 前條の規定による手続は、戸主若しくは相続人が不在又は
 未定であるときは、その財産を管理する者がこれをしなければならない。

第三十一條 麻薬取扱者がその效力を失つた後、引續いて免許を受け
 けようとする者は、第九條の規定する書類に申請日に現在する麻薬
 の品名及び數量を記載した報告書を添へて住所又は所在地の地方
 長官を経由し厚生大臣に提出しなければならない。

第三十二條 麻薬取扱者でなければ、麻薬を製劑、小分、販賣、授與又
 は使用することはできない。

第三十三條 麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、その製劑又は小分した
 麻薬を容器に納め容器毎に政府の發行した證紙で封緘を施さなけれ
 ば、これを販賣することができない。但し、家庭麻薬については、こ
 の限りではない。

第三十四條 麻薬製劑業者又は麻薬小賣業者は、その容器及び被包に薬
 事法施行規則第六十五條及び第九十八條の規定による記載事項の外
 次の各號に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一、麻の字。
- 二、製劑又は小分の年月日及び番號。
- 三、含有麻薬の量。

第三十五條 麻薬製劑業者、又は麻薬小分業者は、一月乃至三月、四月
 乃至六月、七月乃至九月及び十月乃至十二月の各期間毎に、次の各
 號に掲げる事項について住所又は所在地の地方長官を経由し厚生
 大臣の許可を受けなければならない。變更しようとするときも又同
 様である。

- 一、製劑又は小分しようとする麻薬の品名及び數量。
- 二、製劑又は小分しようとする麻薬の容器の種類及び數量。

第三十七條 麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、前條の許可を受けたと
 きはその許可指令の寫を添へ、第二十四條の規定により封緘に用ゐ
 るべき政府發行の證紙の賣下げを、住所又は所在地の地方長官に請
 求しなければならない。

第三十八條 第二十六條の許可を受けた者は、一月乃至三月、四月乃至
 六月、七月乃至九月及び十月乃至十二月の各期間毎に、その期間満
 了後二十日以内に當該麻薬に關して、次の各號に掲げる事項につい
 て住所又は所在地の地方長官を経由し厚生大臣に報告書を提出し
 なければならない。

- 一、製劑又は小分した麻薬の品名及び數量。
- 二、製劑又は小分した麻薬の容器の種類及び數量。

第三十九條 麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、麻薬中央卸賣業者以外
 の者に麻薬を販賣又は授與することができない。

第四十條 麻薬中央卸賣業者は、麻薬地方卸賣業者以外の者に麻薬を販
 賣又は授與することができない。

第四十一條 麻薬地方卸賣業者は、その業務所のある都道府縣内の麻薬
 小賣業者、麻薬使用者、家庭麻薬販賣業者又は麻薬研究者以外の者
 に麻薬を販賣又は授與することができない。

第四十二條 麻薬中央卸賣業者及び麻薬地方卸賣業者は、封緘を施した
 麻薬の容器を開き若しくはこれに變更を加へ又は封緘を破毀するこ
 とができない。

第四十三條 麻薬中央卸賣業者及び麻薬地方卸賣業者は封緘を施した麻薬であ
 つて封緘の無効となつたもの若しくは容器に變更を加へたもの又は

RA'-0008

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

封緘を施してない容器に納めた麻薬を販賣又は授與することができない。

第三十三條 麻薬小賣業者は、麻薬使用者の処方箋によつて調劑するの
でなければ、麻薬を販賣又は授與することができない。

第三十四條 麻薬使用者は、他人又は家畜の疾病治療以外の目的に麻薬
を使用することができない。

麻薬使用者が麻薬を使用する場合は、麻薬のみを配伍した処方箋
を交付することができない。

第三十五條 麻薬使用者は、麻薬中毒患者に對しその中毒症状の緩和又
は中毒治療の目的で麻薬を使用することができない。

第三十六條 麻薬使用者が麻薬を配伍した処方箋を交付する場合には、
當該処方箋に麻薬取扱者である旨を記載し且つ署名捺印してこれを
交付しなければならない。

第三十七條 家庭麻薬販賣業者は、家庭麻薬を必要とする者から品名、
數量及び年月日並びに住所氏名を記載捺印した文書を受け取らずに
は、これを販賣又は授與することができない。

第三十八條 麻薬取扱者は、麻薬をその研究以外の目的に供するこ
とができない。

第三十八條 麻薬取扱者は、必要以上に麻薬を所有するときは厚生大臣
の命令により、餘つた麻薬を他の麻薬取扱者に賣り渡さなければな
らない。

第四十條 麻薬取扱者間では、政府より賣り下げを受けた用紙に必要事
項を記載し且つ記名捺印しこれを相手方に交付せずには、麻薬の取
引をすることができない。

前項の用紙は住所地又所在地の地方長官より賣り下げを受けなけ
ればならない。

第四十一條 麻薬取扱者は、その取引の際に受け取つた麻薬の中の品質
の悪變し又は封緘若しくは容器の毀損した麻薬を發見したときは、

この引替をその麻薬の麻薬製劑業者又は麻薬小分業者に請求しな
ければならない。

麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、前項の規定により麻薬の引替
の請求を受けたときは、これを拒むことができない。

第四十二條 次に掲げる者以外の者は、麻薬を所有又は所持することが
できない。

一、麻薬取扱者。
二、第三十三條の規定によつて交付を受けた者。
三、第三十四條の規定によつて交付を受けた者。
四、第三十七條の規定によつて交付を受けた者。

第四十三條 麻薬製劑業者又は麻薬小分業者は、毎月十日までに、次に
掲げる事項について住所地又は所在地の地方長官を經由し厚生大臣
に報告書を提出しなければならない。

一、前月初に現在した麻薬の品名及び數量。
二、前月中に受け拂ひした麻薬の品名、數量、受拂月日及び受拂先。
三、前月末に現在した麻薬の品名及び數量。
第四十四條 麻薬中央卸賣業者及び麻薬地方卸賣業者は、毎月十日まで
に次に掲げる事項について住所地又は所在地の地方長官を經由し厚
生大臣に報告書を提出しなければならない。

一、前月初に現在した麻薬の品名及び數量。
二、前月中に受け拂ひした麻薬の品名、數量、受拂月日及び受拂先。
三、前月末に現在した麻薬の品名及び數量。

第四十五條 麻薬中央卸賣業者及び麻薬地方卸賣業者は、一月乃至六月、
七月乃至十二月の各期間満了後二十日以内に、その期間中に受け拂
ひした麻薬の品名及び數量について住所地又は所在地の地方長官を
經由し厚生大臣に報告書を提出しなければならない。

第四十六條 麻薬使用者、麻薬小賣業者及び麻薬研究者は、十二月三十一
日現在で一月三十一日まで次に掲げる事項について、その住所地

又は所在地の地方長官を經由し厚生大臣に報告書を提出しなければ
ならない。

一、年初に現在した麻薬の品名及び數量。
二、年間に受け拂ひした麻薬の品名及び數量。
三、年末に現在した麻薬の品名及び數量。

第四十七條 麻薬取扱者は、その業務所に麻薬取扱者免許證を掲示しな
ければならない。

第四十八條 麻薬は、他の醫藥品と區別して、錠のかかる安全な場所に
貯藏しなければならない。

第四十九條 第四十條の規定によつて交付を受けた文書は、五年間これ
を保存しなければならない。

第五十條 麻薬取扱者（麻薬使用者を除く）は、帳簿へ麻薬の受拂につ
いてその品名、數量、受拂月日及び受拂先を記入し、その日附より
五年間これを保存しなければならない。

第五十一條 麻薬使用者は、麻薬を使用した患者の住所、氏名、症状、
麻薬の使用量及び使用月日に關する記録を、家庭麻薬販賣業者は、
第三十七條の文書を五年間保存しなければならない。

第五十二條 厚生大臣又は地方長官は、麻薬取締上必要があると認めた
ときは、麻薬取扱者對し麻薬の製劑、小分、販賣、授與又は使用
に必要な指示をすることができる。

第五十三條 厚生大臣又は地方長官は、この省令に違反し製劑、小分、
販賣、授與又は所有若しくは所持せられた麻薬について、没收その他
必要なる處分をすることができる。

第五十四條 厚生大臣又は地方長官は、必要があると認めたとときは、當
該官吏に藥局、調劑所、工場、店舗、倉庫その他の場所に臨檢し、
その構造、設備、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査
させ又は試験のため必要な分量の麻薬を無償で取去させることがで
きる。

厚生大臣又は地方長官は、前項の規定によつて當該官吏に臨檢
させるときは、その身分を證明する證票を携帯させなければなら
ない。

第五十五條 麻薬取扱者が、その業務に關し犯罪又は不正の行爲をした
ときは、厚生大臣は、その免許を取消することができる。

麻薬取扱者が、その業務に關し犯罪又は不正の行爲をしたときは
厚生大臣又は地方長官はその業務を停止することができる。

第五十六條 次の各號の一に當該する者は、三年以下の懲役又は五千圓
以下の罰金に處する。

一、第十條第二項、第十四條、第十五條第一項若しくは第三項、第
十八條、第十九條第一項、第二十條、第二十一條、第二十三條
乃至第二十七條、第二十九條乃至第四十二條、第四十七條乃至
第五十一條又は第六十一條の規定に違反した者。
二、第九條、第十四條、第十五條又は第二十六條の規定により提出
する申請書
その他書類に虚偽の記載をした者及び第三十七條の規定に
よる文書又は第四十條の規定による用紙に住所氏名その他に關
して虚偽の記載をした者。
三、第二十二條、第二十八條、第四十三條乃至第四十六條又は第五
十九條の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をした
者。
四、第五十二條の規定に基く指示に違反した者。
五、第五十三條の規定に基く處分又は第五十四條の規定による當該
官吏の検査若しくは没收を拒み妨げ又は忌避した者。
六、第五十五條の規定に違反して業務の停止中にその業務をした者。
前項の刑は情狀により、これを併科することができる。

第五十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他
の従業者が、その法人又は人の業務に關して前條第一項第一號乃至

0117

第四號又は第六號の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても前條の罰金刑を科する。

附 則

第五十八條 この省令は、公布の日から、これを施行する。
第五十九條 この省令施行の際現に麻薬を製劑、小分、販賣、授與又は使用してゐる者は、この省令施行の日において所有又は所持する麻薬の品名及び數量を、この省令施行の日から一月以内に、住所地又は所在地の地方長官を經由し厚生大臣に報告しなければならない。
第六十條 この省令施行の際現に麻薬を販賣、授與又は使用してゐる者で本令施行後の業を繼續する意思を有する者は、本令施行後一月以内に第四條の規定による手續をしなければならぬ。
前項の手續をしようとする者に限り、その手續が完了するまでの間は、なほ従前の例によつて麻薬を販賣、授與又は使用することができる。

第六十一條 この省令施行の際現に麻薬を製劑、小分、販賣、授與又は使用してゐる者で、この省令施行後にはその業をしない者は、その麻薬を厚生大臣の指定する者に賣り渡さなければならない。
第六十二條 昭和二十年厚生省令第四十六號第一條及び第二條を次のやうに改正する。

- 第一條 本令に於て麻薬とは左に掲げるものを謂ふ。
一、阿片及コカ葉並に此等の原料たる植物
二、阿片又はコカ葉より抽出する一切のアルカロイド及其の誘導體並に此等の鹽類
三、前二號の麻薬を抽出するもの
四、印度大麻草、(カンナビス、サテイザ、エル及其の構脂其の他の一切の製劑を謂ふ)
- 第二條 麻薬原料植物の栽培、麻薬の製造、輸入、輸出、移動、破壊、使用及販賣等に関しては本令に依るの外藥事法、藥事法施行

規則及麻薬取締規則の定むる所に依る。
第六十三條 昭和二十一年厚生省令第八號第一條第二項を次のやうに改正する。

麻薬とは前項に於て麻薬取締規則第二條に掲げるものを謂ふ。
第六十四條 藥事法施行規則を次のやうに改正する。
第六十一條乃至第六十三條、第六十二條、第六十三條及び第六十七條削除。
第六十八條第一號を次のやうに改正する。
一、第三百三十一條の規定に違反したる者。
第六百三十八條第二號及び第三號中「又は第三百三十三條」及び第四號中又は「コカ葉採取の目的を以て「コカ樹を栽培する者」を削る。

◎厚生省令第二十六號

藥事法施行規則中、次のやうに改正する。

昭和二十一年六月十九日
厚生大臣 河 合 良 成
別記第一號表中、次の二品目を削る。
二 號鎮咳劑
三 號鎮咳劑

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。
◎厚生省令第二十七號
昭和七年六月内務省令第二十一號第五改正日本藥局方中、次のやうに改正する。
昭和二十一年六月十九日
厚生大臣 河 合 良 成
(第一表) 常備藥表中、次の四品目を削る。

第三條 死亡の届出は、死亡地で、これをしなければならぬ。但し、死亡地が明かでない場合には、死體が最初に発見された地で、汽車その他の乗物の中で死亡のあつた場合には、死體をその乗物から降ろした地で、航海日誌を備へない船舶の中で死亡のあつた場合にはその船舶が最初に乗港した地で、届出をしなければならぬ。
第四條 水難、火災、その他の事變によつて、死亡した者があつた場合には、その取調をした官廳又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。
この命令は、昭和二十一年七月一日からこれを施行する。

附 則

この命令は、昭和二十一年七月一日からこれを施行する。

- 鹽酸コカイン
- 鹽酸コデイン
- 鹽酸モルヒネ
- 阿片チンキ

附 則

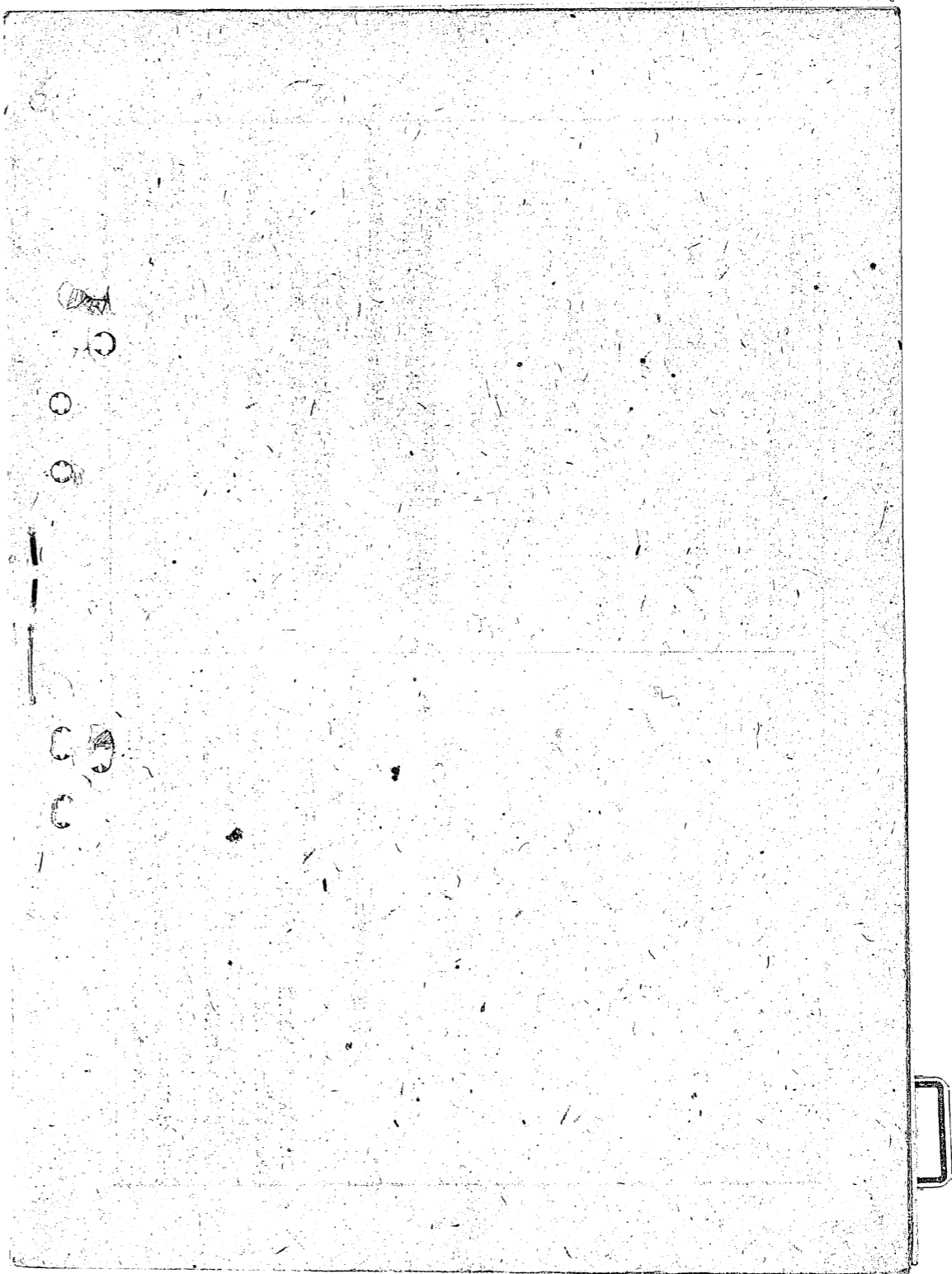
この省令は、公布の日からこれを施行する。
一三、昭和二十一年勅令第五百四十二號に基く出生及び死亡の届出等に関する件

◎司法省令第四十七號 (昭和二十一年六月二十六日)

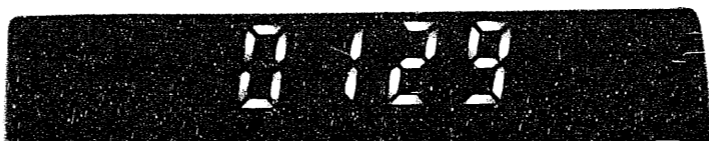
昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に関する件に基く出生及び死亡の届出等に関する件

第一條 戶籍法に規定する出生及び死亡の届出、並びに死亡の報告は、左にかゝける地域及び外國で出生又は死亡のあつた場合を除き、同法の規定にかかはらず、この命令の定めるところによる。
一、朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及び樺太
二、千島列島(瑤瑤瑤諸島を含む)
三、小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖島島、南島島及び中島島
四、竹島
五、北緯三十度以南の南西諸島(ロ之島を含む)
第二條 出生の届出は、出生地で、これをしなければならぬ。但し汽車その他の乗物(船舶を除く。以下同じ)の中で出生のあつた場合には、母がその乗物から降りた地で、航海日誌を備へない船舶の中で出生のあつた場合には、その船舶が最初に入港した地で、届出をしなければならぬ。

0118



RA'-0008



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan